

## 第25回青森県原子力政策懇話会 議事録

日 時：平成28年11月16日（水） 13：30～16：30

会 場：ホテルクラウンパレス青森 2階「奥入瀬」

出席委員：15名出席

阿波稔委員、岩崎民子委員、内村隆志委員、工藤宏委員、齊藤勝委員（代理：加藤三記夫）、櫻田清明委員、柴正敏委員、須藤恵子委員、高橋信委員、田中正子委員、二本柳幸喜委員、長谷川明委員、本間俊充委員、向井麗子委員、若井敬一郎委員

国 経済産業省資源エネルギー庁

　　観道原子力立地・核燃料サイクル産業課長

　　太田核燃料サイクル産業立地対策室長

　　橘青森原子力産業立地調整官事務所長

　　原子力規制庁

　　前川地域原子力規制総括調整官（青森担当）

　　（兼務 内閣府政策統括官（原子力防災担当）付参事官補佐）

事業者 使用済燃料再処理機構 井上理事長

　　日本原燃㈱ 工藤代表取締役社長

　　リサイクル燃料貯蔵(㈱) 峯代表取締役社長

　　東北電力㈱ 坂本取締役副社長

　　電源開発(㈱) 永島取締役副社長

　　東京電力ホールディングス(㈱) 佐伯常務執行役 原子力・立地本部副本部長

　　電気事業連合会 大森原子燃料サイクル事業推進本部長代理

県 三村知事、青山副知事、佐々木副知事、林危機管理局長、

八戸エネルギー総合対策局長

### 1 開会

【司会（古川危機管理局参事）】

それではただ今から第25回青森県原子力政策懇話会を開会いたします。

開会にあたりまして、三村知事よりご挨拶申し上げます。

### 2 知事挨拶及び出席者紹介

【三村知事】

青森県原子力政策懇話会委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また雪もまたちらほらしてまいりましたが、そういった足元等悪い中ではございますが、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、御承知のとおり、県内における原子力施設の状況につきましては、原子燃料サイクル施設、リサイクル燃料備蓄センター、東通原子力発電所及び大間原子力発電所において、

国による新規制基準に係る適合性審査が進められております。

原子力施設につきましては、これまで申し上げておりますとおり、何よりも安全性の確保が第一であり、そのためには、各々の事業者が新規制基準にしっかりと対応し、原子力規制委員会による安全性の確認を受けることが前提となるものと認識をいたしております。

また、去る10月3日に、使用済み燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施することを目的に「使用済燃料再処理機構」が発足し、今月10日には、安全対策や地域振興対策に万全を期すため、私ども青森県、そして六ヶ所村、使用済燃料再処理機構の3者で、使用済燃料の再処理等の業務に関する基本協定等を締結したところであります。同機構におきましては、核燃料サイクル事業が青森県民の理解・協力の下で進められていることを踏まえ、安全対策や地域振興対策に万全を期していただきますとともに、核燃料サイクル事業の安定的かつ継続的な運営に取り組んでいただきたいと考えております。

なお、県では、今年度の組織改正におきまして「危機管理局」を創設いたしました。災害対策、危機管理対策及び原子力安全対策の充実・強化を図り、県民の安全・安心を総合的に向上させるため、より効率的・機動的な執行体制としたところでございます。

本日は、使用済燃料再処理機構から、同機構の概要について、また、県内の5事業者から、県内における原子力施設の状況について、それぞれ報告をしていただきます。

委員の皆様方におかれましては、本県の原子力施設の状況等について、御理解を深めていただきますとともに、県民の安全・安心の観点から、忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げ、御挨拶といたします。本日はよろしくお願ひいたします。

### 【司会】

本日の出席者をご紹介させていただきます。本日は、青森県原子力政策懇話会委員15名の方がご出席いただいております。

それでは順次委員の皆様からご紹介させていただきます。

まず八戸工業大学土木建築工学科 教授 阿波委員です。

国立研究開発法人放射線医学総合研究所 名誉研究員 岩崎委員です。

日本労働組合総連合会青森県連合会 会長 内村委員です。

公募委員の工藤委員です。

青森県医師会 会長 斎藤委員の代理の加藤事務局長です。

公募委員の櫻田委員です。

弘前大学大学院理工学研究科 教授 柴委員です。

むつ市女性団体連絡協議会 会長 須藤委員です。

東北大学大学院工学研究科 教授 高橋委員です。

株式会社青森入浴ケアサービス 代表取締役 田中委員です。

公募委員の二本柳委員です。

八戸工業大学 学長 長谷川委員です。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 安全研究センター センター長 本間委員です。

青森県地域婦人団体連合会 会長 向井委員です。

青森県商工会議所連合会 会長 若井委員です。

次に国からの出席者をご紹介いたします。

経済産業省資源エネルギー庁から

原子力立地・核燃料サイクル産業課 覚道課長です。

核燃料サイクル産業立地対策室 太田室長です。

青森原子力産業立地調整官事務所 橋所長です。

原子力規制庁から

前川地域原子力規制総括調整官青森担当です。

また、前川総括調整官につきましては、内閣府政策統括官 原子力防災担当付 参事官補佐も兼務されております。

続きまして事業者側の出席者をご紹介いたします。なお、紹介は事業者の代表の方のみのご紹介とさせていただきます。

使用済燃料再処理機構 井上理事長です。

日本原燃株式会社 工藤代表取締役社長です。

リサイクル燃料貯蔵株式会社 峰代表取締役社長です。

東北電力株式会社 坂本取締役副社長です。

電源開発株式会社 永島代表取締役副社長です。

東京電力ホールディングス株式会社 佐伯常務執行役 原子力・立地本部副本部長です。

電気事業連合会 大森原子燃料サイクル事業推進本部本部長代理です。

最後に県の出席者です。

三村知事です。

青山副知事です。

佐々木副知事です。

危機管理局 林局長です。

エネルギー総合対策局 八戸局長です。

このほか、関係部局の担当者が出席しております。

続きまして、座長の選出をお願いしたいと存じます。昨年座長でございました、藤田委員の退任に伴いまして、原子力政策懇話会設置要綱第2の2の規定により、委員の互選により座長を定めるものでございます。また、座長代理につきましては、座長が指名することとなっております。

最初に座長を選出していただき、その後に座長代理を指名という順でいきたいと思います。進め方につきましては、委員の皆様に座長のご推薦をお願いし、決定していただくという進め方で、事務局がとり進めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**【司会】**

その進め方で進めてまいります。それでは、委員の皆様に座長のご推薦をお願いしたいと存じます。どなたかご推薦をお願いいたします。向井委員、お願いいいたします。

**【向井委員】**

座長につきましては、青森県商工会議所連合会の若井委員が最適だと思います。いかがでしょうか。

**【司会】**

ありがとうございます。ただ今、向井委員から座長に青森県商工会議所連合会会长　若井委員のご推薦がございましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

**【司会】**

ありがとうございます。それでは若井委員に座長就任のご了承をお願い申し上げます。よろしいですか。

(若井委員了承の返答あり)

ありがとうございます。それでは若井委員には座長席の方に移動していただきます。よろしくお願いいいたします。

それではこの後の進行は、若井委員にお願い申し上げます。よろしくお願いいいたします。

**【若井座長】**

座長に選任されました青森県商工会議所連合会会长の若井でございます。藤田さんが前回やっておりました時、座長代理をやりましたので、少し様子は分かるのですが、皆様のご協力をいただきながら、懇話会を運営していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは先ほど事務局から説明ありました座長代理を指名したいと存じます。座長代理には、八戸工業大学学長の長谷川委員にお願いしたいと思います。長谷川委員、いかがでしょうか。

(長谷川委員了承の返答あり)

【若井座長】

長谷川委員どうぞよろしくお願ひいたします。

### 3 議題に関する説明と意見交換

#### (1) 使用済燃料再処理機構について

【若井座長】

それでは次第に従い、議題に入りたいと思います。

最初に議題1の「使用済燃料再処理機構について」を使用済燃料再処理機構からご説明をお願いいたします。

なお、委員の皆様のご意見・ご質問につきましては、議題2の説明が終了した後の意見交換の中で一括してお願いいたします。

それでは、使用済燃料再処理機構に説明をお願いいたします。

【使用済燃料再処理機構】

使用済燃料再処理機構の理事長を務めております井上でございます。よろしくお願ひいたします。

三村知事、若井座長をはじめ委員の皆様、青森県の皆様方には平素から核燃料サイクル事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年5月18日に原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律が交付、10月1日に施行され、10月3日に再処理機構が発足いたしました。

本日は機構の設立までの経緯及び機構の概要についてお話をするとともに、先週10日に青森県及び六ヶ所村と締結した協定書などを踏まえ、機構の安全対策及び地域振興についてもご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。座らせてご説明させていただきます。

まず再処理等の事業の実施体制の見直しについてご説明させていただきます。お手元の資料1の1ページをご覧ください。

上段の前提でございます。平成26年4月に、閣議決定されたエネルギー基本計画では、我が国は資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度の低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本方針としております。

下段の見直しの経緯の①でございます。この方針に基づき原子力小委員会では原子力事業においては、安全規制ルールの見直し、原発依存度の低減、電力システム改革の進展といった直近の状況変化などの課題に直面しているため、安定的・効率的な事業実施が確保されるよう、各事業者からの資金拠出の在り方等を検証し、その検討を踏まえて、必要な措置を講じていくことが重要との方向性を示しました。

2ページをご覧ください。②でございます。昨年の電気事業法改正に対する衆議院附帯決議においても、核燃サイクル事業については、実施主体である認可法人に対して拠出金の形で資金が支払われる仕組みを参考として遅滞なく検討を行い、電力市場における小売全面自

由化が平成28年を目途に開始されることを踏まえて、措置を講じること。とされました。

下の③でございます。こうした議論を踏まえて、原子力事業環境整備検討専門ワーキンググループでは、新たな環境下においても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要となる資金が安定的に確保され、適切かつ効率的に事業を実施する体制を整えるために必要な制度的措置について検討が行われました。

その後国会で再処理等拠出金法案が審議され、本年5月に参議院本会議で可決され、成立交付されました。

3ページをご覧ください。使用済み燃料の再処理等の着実な実施のために、再処理等拠出金法に織り込まれた主な措置は3点ございます。1点目は【資金面】、2点目は【主体面】、3点目は【体制面】でございます。これらにつきましてご説明いたします。

それでは4ページをご覧ください。3点のうちの1つ目である資金面についてご説明いたします。

左半分は今までの資金の流れでございます。今までの積立金制度では、各原子力事業者は資金を原子力事業者が自ら外部の資金管理法人に積立てております。この制度ではここに吹き出しがございますが、吹き出しの中の課題に書かれていますが、資金は事業者に帰属、仮に事業者が破綻した場合は、確実な費用の支払いが保証されないおそれがあります。

右半分をご覧ください。新たな制度では各原子力事業者が機構に対して資金を拠出することが義務付けられ、吹き出しの中の対応策に書かれていますが、機構に資金を拠出することで、原子力事業者の経営状態にかかわらず必要な資金を安定的に確保することになります。

5ページをご覧ください。拠出金制度の対象につきましては、この下の図の赤枠の中に示しています。新たな事業環境のもとにおいても、使用済燃料の再処理等が滞ることのないよう、必要な資金を将来にわたり安定的に確保するために、赤の点線枠になりますけれども、関連事業としてMOX燃料加工等のための費用を含むということになりました。これにより関連事業を含めた事業全体について確実に資金を確保することになります。

6ページをご覧ください。3点のうちの2つ目である主体面についてご説明いたします。

上段の四角の枠内をご覧ください。競争が進展した環境下においても使用済燃料の再処理等を滞りなく実施するには、機構は①これまで再処理等の事業を行ってきた民間を主体とし、②人事や計画等への認可等を通じて、運営に国が必要な関与を行いつつ、③再処理等事業を将来にわたり確実に実施するため、自由な解散に歯止めがかかる認可法人として設立することが適切とされました。

下段の全体像のイメージをご覧ください。ここの中真ん中ネズミ色の枠、機構は上の青色の枠、原子力事業者に対して、拠出金単価を決定・通知をし、原子力事業者は拠出金を支払います。原子力事業者は支払いが義務付けられているため、再処理等の実施に必要な資金を確保することが確実になります。

また機構は、ピンク色の枠、国に対して実施中期計画等の計画や機構の役員、運営委員等の人事を申請しますが、国はその認可を通じて一定の関与を行います。

さらに機構は、下の緑色の枠、日本原燃に対して再処理等の事業の実施を委託し、費用を支払うことになります。日本原燃が引き続き現状を担うことにはこれまでとなんら変わりは

ございません。

それでは7ページをご覧ください。3点のうち3つ目である体制面についてご説明いたします。再処理等の事業は、実態上競争環境におかれているわけではないため、事業全体が適切に運営され、かつ長期にわたる事業を技術的課題等に適切に対処しているかなどを、透明性を向上させつつ、客観的に継続してチェックする必要がございます。

このため、重要な意思決定の場として、運営委員会がおかれ、業務を監督する役割を担う外部有識者である運営委員と、業務執行に責任を負う役員が、重要な意思決定に関し運営委員会で議論を行い、結論を導く仕組みとなっております。

運営委員の要件としては、再処理等拠出金法では再処理等電気事業、経済金融法律、または会計に関して専門的な知識と経験を有することを挙げております。この表には8名の運営委員の方々の氏名と専門分野を示しております。

これに執行側の理事長・理事4名を加え、運営委員会は13名で構成され、外部有識者の意見が適切に反映されるよう、運営委員が多数を占めるようになっております。

それでは8ページをご覧ください。ここでは機構の概要につきましてご説明させていただきます。名称ですが括弧書き内ですがNuRO、Nuclear Reprocessing Organization of Japanを訳称しております。目的は再処理等の実施の業務を行うことにより、発電に関する原子力に係る環境の整備を図ることとしております。再処理等拠出金法に基づき設立しております。また、事務所はこの会場の近くにございます。あわせて六ヶ所村に連絡事務所を設置することとし、設置に向けた検討を進めておるところでございます。

中ほどになります。機構の業務は使用済燃料の再処理等を行うこと、拠出金の収納を行うこと、及びこれらの業務に附帯する業務を行うことの3つが再処理等拠出金法で定められております。このうち再処理等については、昨日日本原燃と業務の委託契約を締結いたしました。

業務を行う体制としては、役員及び3つの部、29名の職員で業務を開始いたしましたが、11月から青森市在住の方1名が業務の補助として加わっております。

それでは9ページをご覧ください。機構の設立から1か月半となりますが、これまでの主要な実施事項についてご説明させていただきます。

まず私ども機構は、業務を行うにあたり、必要な事項について国から認可をいただく必要があります。

表の左側をご覧ください。中ほど10月25日に業務を開始するにあたり必要となる本年度の予算や事業計画など、また業務の方法について基本的な地区を定めた業務方法書、日本原燃に業務を委託することなどについて、認可をいただきました。

11月7日には、再処理を行う時期、場所と使用済燃料の量を記載した実施中期計画の認可をいただきました。

続いて右の表をご覧ください。機構が青森県で業務を行うにあたっては、皆様との協力関係や信頼関係を築いていくことが重要でございます。10月に県議会、村議会でご説明の機会をいただきました。

また、先ほど知事からもございましたが、11月10日に青森県知事、六ヶ所村村長はじ

め関係各位のご指導・ご協力により、基本協定などを締結させていただくことができました。一連の認可を得たこと、昨日は日本原燃と再処理等の業務に関する委託契約を締結したことなど、いよいよ機構として本格的に業務に取り組む素地が整ってきたと考えております。今後は再処理等の業務が着実に進むよう、安全の確保を最優先に取り組んでまいります。

それでは10ページをご説明いたします。先週11月10日に青森県及び六ヶ所村と締結をさせていただきましたのは、表にありますとおり、基本協定と安全協定と、再処理事業の実施が困難となった場合に係る覚書の3つでございます。

また同日青森県を高レベル放射性廃棄物及び地層処分相当の低レベル放射性廃棄物の最終処分地にしない旨を確約した文書を県に提出いたしました。

再処理等の業務を行うにあたり、青森県及び六ヶ所村の皆様との協力関係や信頼関係を築いていけるよう、安全対策や地域振興等に関して取り決めた協定等はたいへん重要でございます。関係された方々のご指導・ご協力をいただき、機構設立後の早い時期に締結できたことに感謝申し上げます。

最後の11ページをご覧ください。基本協定と安全協定の概要についてお話させていただきます。機構といたしましては、日本原燃がこれまで実施してきたことは、今後も変わらなく、また、日本原燃が県・村と締結している現在の協定等を最大限尊重するとともに、機構も協力関係や信頼関係を築いていくことができるような内容とすべく、県・村との協議には臨み、自ら業務を行う当事者として締結いたしました。

上段、基本協定書の基本的条項におきましては、日本原燃がこれまで締結してきた基本協定の趣旨を最大限に尊重し、安全確保を第一義に地域振興に寄与するとしております。

中段左、安全対策につきましては、安全確保を最優先に、必要な資金の確保に最大限努めるとともに、安全協定等を締結することとしております。

これを受け安全協定を締結し、機構は日本原燃が締結している安全協定書を同社が遵守するよう、安全確保を旨として業務を行うものとしております。

下段の右でございます。地域振興につきましては、日本原燃の地域振興策を十分踏まえ、県・村の意向を最大限尊重し、地域振興に寄与するとしております。

これら締結を通じまして、県・村と機構が安全対策や地域振興等に関して、理解や認識を共通のものにすることができたと考えております。

機構といたしましては、何よりも安全確保を大前提に六ヶ所再処理工場がしゅん工し、安定して操業が行われることに鋭意取り組み、着実かつ適切に業務を進めていくことを通じて、地域貢献に寄与してまいる所存でございます。

これからも機構の業務運営に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。私からの説明は以上でございます。本日はどうもありがとうございました。

### 【若井座長】

ご説明ありがとうございました。

## (2) 県内の原子力施設の状況について

### 【若井座長】

続きまして次の議題でございます。県内の原子力施設の状況につきまして、各事業者からご説明をお願いいたします。最初に日本原燃からお願いいたします。

### 【日本原燃㈱】

日本原燃の工藤でございます。若井座長はじめ原子力政策懇話会の委員の皆様、並びに三村知事はじめ県ご当局の皆様方には、当社事業につきまして平素よりご理解、ご指導を賜っておりますことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。私は新規制基準への適合性審査への対応の状況ということで、お手元の資料2に基づきご説明いたします。それでは着座してご説明させていただきます。

まず資料の3ページをご覧ください。当社は施設の安全性の向上を図るべく、これまでもさまざまな安全対策を実施してまいりました。新規制基準への対応につきましては、安全について原点に戻って基本から再確認する大きな機会ということで捉えまして、新たな安全・安心の確立に向けて全社をあげて取り組んでおります。

4ページをご覧ください。新規制基準でございますが、下の緑の部分、従来の基準が強化・明確化されるとともに、上の黄色の部分でございますが、これが新たに追加されました。中でも重大事故対策という従来なかった基準ができたことが大きな特徴でございます。

5ページをご覧ください。審査の枠組みとしましては、施設に関する審査と各施設共通の地盤・地震に関する審査の2つに分けられます。さらに施設に関する審査のうち、設計基準は地震・竜巻などの想定される事象に対しても設計により安全を確保するための基準です。また、重大事故対策は、発生する可能性は小さいものの、設計基準を超える条件で発生する万一の事故を想定し、実施する対策でございます。

6ページをご覧ください。2014年1月、当社は審査の申請を行いましたが、以降各施設と地盤・地震についてご覧のとおり審査が進められております。

7ページをご覧ください。はじめに再処理施設でございます。2014年1月の申請後、工程毎の審査が開始されました。その後設計基準の条文毎の審査、そして重大事故対策の審査が進められ、現在重大事故対策について説明を行っております。当社としては可能な限り速やかに事業者として説明を終えることを目標に、準備に取り組んでいるところです。

8ページをご覧ください。設計基準でございます。説明をこれは一通り終了しております。これを踏まえまして今後安全性向上工事を行います。この8ページと9ページに工事の例をお示しております。これらの工事は鋭意準備を進めておりまして、着手できるものから工事を進めております。

10ページをご覧ください。重大事故対策でございます。これは設計基準を超える条件で発生する万一の事象へのということでございますが、具体的対策について順次説明を継続しているところでございます。

11ページをご覧ください。重大事故対策の代表的な事例といたしまして、冷却機能喪失による蒸発乾固への対策を記載しております。これは高レベル放射性廃液は常に冷却が必

要なため、多重の冷却系統を有しておりますが、それでも万一全電源喪失や設備の多重故障ということで、冷却機能の喪失があり得るという想定に立ちまして、可搬型ポンプ等の設備による多重の対策により、万一の事態にもしっかりと備えます。

12ページにはもうひとつの事例を示してございますので、これは後ほどご覧いただければと存じます。

13ページをご覧ください。同じく重大事故対策の重要な取り組みといたしまして、緊急時対策所、貯水槽の新設でございます。新しい貯水槽は万が一の場合においても十分な水の確保について万全を期すものですが、水量は既存貯水量の2倍の約4万m<sup>3</sup>を確保し、地下の岩盤に直接据え付けて、十分な耐震性を確保します。また、緊急時対策所はこれは事故対応の司令塔あるいは対応拠点となる場所でございますが、万が一の場合必要な数の対応要員を収容できるよう、現在の倍程度広くし、貯水槽と同様地下の岩盤に直接据え付けます。

14ページをご覧ください。重大事故対策等の対策に必要な資機材の配備状況でございます。これまで順次確保してまいりましたが、今後さらに計画に従って資機材の配備を進めてまいります。

15ページ、それから16ページをご覧ください。必要な資機材は配備しただけでは十分ではございませんで、万が一の場合もしっかりと使いこなせるように、日々の訓練が非常に重要でございます。こちらには使用の資機材と訓練状況をお示ししてございます。

17ページをご覧ください。地盤・地震の審査の進捗状況についてでございます。基準地震動につきましては、今年2月19日の審査会合において、さまざまな種類の地震動の評価に基づき、700ガルとすることで妥当な検討をなされたと評価いただき、実質的に審査が終了いたしました。現在は一部その火山、あるいは基礎地盤安定解析、安定評価等を残しておりますが、地盤・地震に関する審査を概ね終了していると考えてございます。

18ページはその評価対象とした地震の種類をお示ししておりますので、ご覧いただければと存じます。

19ページをご覧ください。地震・地盤の審査の経緯等を表にしてございます。字が小さくて申し訳ございませんが、ここに記載のように当社では新規制基準の施行の前から、さまざまな地質調査等を行っておりまして、新規制基準への審査対応としてさらなる追加調査を行ってまいりました。こうした徹底的な調査によるデータの拡充が基準地震動の了承につながったと考えております。

20ページ、21ページは主な地質調査等に関する写真をお示ししてございます。

22ページをご覧ください。MOX燃料加工施設でございます。設計基準の説明を一通り終え、6月30日に事業変更許可申請書の一部補正を実施しております。また、設計基準事故の拡大防止については、万一事故が発生しても可能な限り建屋内部へ放射性物質を閉じ込めるることを基本方針として説明を行いました。

23ページをご覧ください。設計基準の審査を踏まえた社内検討の結果、主な設計変更の1つとして、グローブボックスの耐震クラスを最上位のSクラスとして安全性を向上させることとした対策例でございます。

24ページでございますが、記載のような内容でMOX燃料加工施設の重大事故等につい

て、事故シナリオと対処の概要を説明してございます。

15ページ、24ページと失礼しました。ごめんなさい失礼しました。25ページをご覧ください。これはウラン濃縮施設の審査でございます。ウラン濃縮施設では設計基準及び重大事故などにつきまして、9月29日の審査会合で一通りの説明を終了してございます。

26ページをご覧ください。ウラン濃縮施設では、これまでの審査を踏まえ、今年8月26日原子力規制委員会による現地調査が行われました。竜巻による影響の評価対象の確認や、事故時に使用する資機材の確認などが行われ、一定のご理解がいただけたと考えております。

27ページをご覧ください。その他の施設でございます。廃棄物管理施設につきましては、これまで審査ヒアリングのみでしたが、今年6月から公開の審査会合における審査が開始され、その後10月の審査会合で一通りの説明を終えました。また、廃棄物埋設施設でございます。これは新規制基準への訴求適応はございません。必要な保安規定の変更のみを実施し、一昨年11月に認可済みでございます。以上が再処理施設をはじめとする各施設の審査状況の説明になります。

最後にちょっとご参考といたしまして、審査ではございませんけれども、再処理施設のアクティブ試験の状況をちょっとご紹介させていただきます。28ページ、29ページをご覧ください。アクティブ試験の最終段階でございます。ガラス固化試験において、流下性低下等のトラブルが発生いたしました。これは当時、地域の方々、関係する方々に大変なご心配をお掛けした経緯がございますが、お陰様で徹底した技術検証により、2013年5月に試験を終え、課題を乗り越えて技術の確立ができております。下に絵がございますが、現行のガラス溶融炉の設計変更を見据えた新型炉の開発を進めておりますが、トラブルの経験を生かした改良を図った結果、実規模の試験設備での検証は現在極めて順調に推移しております。引き続きさまざまな角度からの検証を続け、万全を期してまいりたいと存じます。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

### 【若井座長】

それでは続きまして、リサイクル燃料貯蔵にお願いいたします。

### 【リサイクル燃料貯蔵株】

リサイクル燃料貯蔵の峯でございます。原子力政策懇話会の委員の皆様、三村知事並びに青森県関係者の皆様、お忙しいところお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。また、日頃より当社事業へのご理解を賜りまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。

それではリサイクル燃料備蓄センターにおける新規制基準への適合性審査の状況等についてご説明をさせていただきます。着座をさせて説明させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

まずお手元の資料2ページをご覧ください。新規制基準への適合性審査は、原子力規制庁によるヒアリングにより行われてまいりましたが、本年6月1日に審査の進め方の見直しが行われ、当社施設についても公開での審査会合が行われております。

施設関係の主な審査は終了いたしましたが、地震等の関係では、地質の審査が概ね終了し、

火山等の審査が進んだものの、基準地震動等の審査がこれからとなっており、審査にさらに時間を要する状況となっております。

こうした状況を踏まえ9月14日に事業開始時期を平成28年10月から平成30年後半に変更する旨の公表をさせていただきました。

また9月16日に事業変更許可申請書の一部補正の提出をいたしました。

3ページでございますが、こちらは貯蔵建屋の概略図でございます。説明は省略をさせていただきます。

次の4ページこちら新規制基準の概要でございますが、こちらも説明は省略をさせていただきます。

次に安全審査の進捗状況でございます。5ページをご覧ください。審査の開催実績でございますが、平成26年1月22日から平成28年5月31日迄に、ヒアリング審査を計114回実施しております。28年6月からは公開審査会合が行われることとなり、これまでに公開審査会合を3回実施しております。ヒアリング審査については資料の記載は5回となっておりますが、審査が進みまして現在6回ということでございます。平成28年6月から、事業許可の後段規制となります「設工認」及び「保安規定」に関するヒアリング審査を本格的に開始しております。

資料6ページをご覧ください。原子力規制庁による施設関係の審査は概ね終了し、460問の指摘・質問に対し、449問完了しております。施設関係の公開審査会合は6月6日に竜巻の影響評価について行われ、キャスクに影響を及ぼすような物品が進入しないことや、建屋の健全性も確保できることを説明し、概ね了解をいただいております。また、6月17日には貯蔵施設の現地調査を実施しております。9月16日にはこれまでの審査状況を踏まえ、事業変更許可申請書の一部補正を実施いたしました。

資料7ページをご覧ください。原子力規制庁による地震等の関係の審査は221問の指摘・質問に対し資料の記載179問となっておりますが、現在時点204問が完了しております。6月10日の審査会合で地質・地質構造を説明し、敷地内の地質・地質構造につきましては、審議を終了し、敷地周辺の地質・地質構造につきましては継続審議となっております。また、7月8日に行われた審査会合では、火山の影響評価を説明し、これについては継続審議となっております。これらを踏まえ8月4日、5日には、使用済燃料貯蔵施設の敷地周辺の地質・地質構造、恐山の活動状況、恐山火山のモニタリング状況の現地調査を実施しております。

資料8ページをご覧ください。平成26年1月に事業変更許可申請書を提出し、原子力規制庁による適合性審査に全力で取り組んでまいりました。これまでの計画では、平成27年秋頃に適合性審査を終了し、平成28年10月に事業開始としておりましたが、施設関係の主な審査は終了したものの、現段階で地震等関係の適合性審査が終了しておらず、基準地震動等の審査がこれからとなっており、審査にさらに時間を要する状況となっております。

資料9ページをご覧ください。今後の新規制基準適合性審査につきまして、施設関係は主な審査は終了し、事業許可の後段規制となる「設工認」及び「保安規定」の審査対応を進めています。

地震等関係は、地質や火山の公開審査会合に引き続き「基準地震動」や「津波影響評価」等の審査に対応してまいります。なお「基準地震動」につきましては、プレート間地震、海洋プレート内地震、内陸地殻内地震の3つの地震動並びに先行施設の審査を踏まえて見直す震源を特定せず策定する地震動を、総合的に評価したものについて審査会合において厳格に審査されることになるため、これらの審査には一定の時間を要することになります。さらに「基準地震動」を決定した後には、その地震動を用いて建屋並びに機器の耐震評価解析を行い、健全性を確認したうえで「設工認」の補正申請を行い審査を受けるため、それについても相応の時間を要することになります。

これらの審査等が全て終了し許可・認可を取得するのは、平成29年後半までかかるものと見込んでおります。

その上で対策工事、設工認取得後の使用前検査、使用済燃料輸送や最終使用前検査を行うことになります。以上を踏まえ、これまでの計画では事業開始時期を、平成28年10月としておりましたが、新しい計画では事業開始時期を平成30年後半に変更いたしました。

資料10ページをご覧ください。まとめといたしまして、引き続き、適合性審査が着実に進められるように全力で取り組むとともに、安全性向上への取り組みに終わりはないという意識のもと、安全を第一義に、事業開始に向けて、全社をあげて取り組んでまいります。

最後となりますが、当社事業は地域の皆様のご理解、ご信頼をいただきてこそ成り立つものであります。今回お示しいたしました事業開始は、当社として必達目標であり、私自身平成30年後半の目標達成に向けて全身全霊を傾けて取り組んでまいります。

また、当社事業運営活動に関して、さらに一層の情報公開、広報活動を進めてまいりますが、今後適合性審査の状況によって、より精度の高い目標が明らかになりました場合には、速やかに報告、公表をさせていただきます。

以上リサイクル燃料備蓄センターにおける新規制基準への適合性審査の状況等についてご説明させていただきました。ありがとうございました。

### 【若井座長】

ありがとうございました。それでは次に、東北電力にお願いいたします。

### 【東北電力㈱】

東北電力の坂本でございます。本日は貴重な時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。また、青森県原子力政策懇話会の委員の皆様、そして三村知事はじめ青森県ご当局におかれましては、日頃から弊社の事業運営に全般にわたりまして、ご理解、ご協力をいただいておりますことに御礼を申し上げます。

それではお手元の資料に基づきまして、弊社東通原子力発電所の状況についてご説明を申し上げます。着座させていただきます。

まず1ページをご覧いただきたいと思います。本日は東通原子力発電所における取り組みについて、適合性審査や安全対策工事といった、新規制基準への適合、原子力防災への取り組み、地域との相互理解活動の3つの観点からご説明をいたします。

2ページをご覧ください。最初に新規制基準への適合に向けた取り組みをいたしました、敷地内断層の審査の状況についてご説明いたします。東通原子力発電所の敷地内断層につきましては、原子力規制委員会の有識者会合を経て、昨年6月から議論の場が適合性審査に移行しております。

弊社はこれまで一貫して敷地内断層に活動性がないことを建設時以降蓄積してまいりました膨大なデータに基づき説明しているところですが、適合性審査におきまして重要施設の設置地盤の断層について、より慎重な評価のため、データを拡充することを求められており、補足調査を実施しております。

3ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました重要施設の設置地盤を含めまして、弊社が適合性審査での説明性向上を図るために行った補足調査について整理をしております。現在補足調査の結果について順次適合性審査で説明を行っているところであります。今後原子力規制委員会による現地調査も予定されております。引き続き活動性なしとの弊社見解について説明を尽くしてまいります。

4ページをご覧ください。次に安全対策工事の状況についてご説明をいたします。弊社では現在福島第一原子力発電所事故の知見や、弊社の東日本大震災の経験などを踏まえ、万一の事故の際に、その進展段階に応じて対策を講じる深層防護と、各段階の対策に二重、三重の厚みを加える多様化・多重化を基本として、重大事故対策や地震・津波対策など、さまざまな安全対策に設備運用の両面から取り組んでいるところです。

5ページをご覧ください。弊社は新規制基準適合性申請以降も、安全性向上の観点から重要と判断した対策を、自主的に取り入れていくという考えに基づき、適宜必要な対策を取り入れてしております。その一環をいたしまして、原子力災害時に現地対策本部の指揮所となる緊急時対策所について、先行プランにおける審査での議論を踏まえた、機能強化を図るとともに、新設する建物の構造を免振構造から耐震構造に見直すこととしております。今後とも安全を最優先に発電所の安全対策に着実に取り組んでまいります。

6ページをご覧ください。次に原子力防災への取り組みについてご説明をいたします。弊社では毎日の原子力災害に備えて、創業以来積み重ねてきた自然災害への対応経験や、福島第一原子力発電所事故の教訓、東日本大震災での自社経験を踏まえまして、休日・夜間に発電所に常駐する要員や、事業者間での支援といった社内外の体制強化、訓練の高度化による事故対応能力の強化に取り組んでいるところです。

7ページをご覧ください。経営をトップとする災害発生時の本店対策本部の体制につきましては、社長が原子力災害の指揮に専念できるよう、本部の分任化を行うとともに、この本部の傘下に住民避難支援班を申請することによりまして、災害対応や住民の皆様の避難支援に的確に対応をしていくこととしております。

8ページをご覧ください。現在県内の関係自治体におかれましては、避難計画の充実に向けた検討を進めていただいているところと認識をしております。弊社をいたしましても、他事業者とも連携を図りながら、資機材や対応要員の支援を行うこととしており、また、支援対応者の訓練にも取り組んでいるところですが、避難計画の充実化は重要な課題と認識しております。原子力事業者として最大限の支援を行っていくとの考え方のもと、引き続き更なる

支援について検討してまいります。

9ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました原子力防災への取り組みを確実に遂行するためには、原子力事業者のみならず、さまざまな関係各所との機動的な連携が不可欠と考えております。このため弊社では震災以降、人員や資機材の輸送、技術支援などにつきまして、関係各所と協定を締結し、万一の原子力災害や、その他災害への備えについてさらなる強化を行っております。特に原子力事業者間での連携につきましては、従来の12事業者による協定に加えまして、青森県原子力安全対策検証委員会でのご提言を踏まえた県内5事業者との協定を締結しているところでございますが、さらに厚みを持たせる観点から、今年の9月に東京電力との間で、原子力災害時における相互協力に関する基本合意を締結するなど、より一層の充実を図っているところでございます。

10ページをご覧ください。次に地域との相互理解活動についてご説明をいたします。弊社では現在発電所に関するさまざまな情報をタイムリーかつ分かりやすくお知らせするとともに、地域の皆様のご意見を直接伺う双方向コミュニケーションの取り組みを進めております。

また、11ページをご覧いただきたいと思いますけれども、社員一人ひとりが、ともに地域で暮らす一員といたしまして、地域に寄り添う取り組みにも力を入れているところであります。引き続き地域の皆様の声を直接お聞きし、対話を積み重ねるなど、丁寧な理解活動に継続的に取り組んでまいります。

最後に12ページをご覧ください。これまでご説明してきたとおり、弊社は地域の皆様からのご理解をいただきながら、適合性審査や安全対策工事といった新規制基準への適合や、原子力防災への取り組みを着実に進めているところです。しかしながら現在の状況を踏まえますと、適合性審査にはさらに一定の期間を要するものと考えております。平成29年4月の安全対策工事完了はスケジュール的に難しい状況にございます。今後の審査動向も見ながら、工程への影響について検討していく必要がありますが、弊社といたしましては、安全確保と地域の皆様からのご理解を前提に、早期再稼働を目指し、引き続き安全対策工事や適合性審査への対応に全力を尽くしてまいる所存であります。

皆様方におかれましては、引き続きご理解を賜りたく、何卒よろしくお願ひを申し上げます。本日はありがとうございました。

### 【若井座長】

それでは次に電源開発にお願いいたします。

### 【電源開発株】

電源開発の永島でございます。青森県原子力政策懇話会の委員の皆様、また三村青森県知事をはじめ、青森県行政当局の皆様におかれましては、平素より大間原子力発電所計画につきまして、ご理解を賜り心から御礼申し上げます。また、本日はこの懇話会の場におきまして、大間の状況についてご説明させていただく機会をいただき、ありがとうございました。それでは資料に基づき着座してご説明させていただきます。

1ページには出力1, 383MWの改良型沸騰水型軽水炉とあります。大間原子力発電所の概要、また既に完成しております、電源線であります大間幹線の概要を示しております。

次2ページに主要な経緯をお示しします。平成20年5月に着工し、現在後ほどご説明させていただくように、新規制基準への適合審査を受けており、新規制基準の影響を受けない範囲の周辺工事や、品質維持対策工事を実施しております。

大間の建設工事の状況を3～5ページにお示しいたします。3ページに工事状況として全天候工法の風よけネットで囲まれた原子炉建屋や、その他屋外で組み立てた機器を仮倉庫に保管している状況をお示しいたします。

4ページには既に建屋内に据え付けが終わった設備の保管状況、また敷地造成工事の状況などをお示しいたしました。

5ページには既にメーカーの工場で製作が完了し、保管されております圧力容器タービンの保管状況をお示しいたします。

次に6～7ページで安全強化対策についてご説明いたします。当社は安全確保を最優先に大間計画を進めております。6ページに示すように、最新の知見、福島事故で得られた教訓、新規制基準などを反映し、安全強化対策を取りまとめ、平成26年12月に大間の設置変更許可申請を、原子力規制委員会に提出し、現在審査をいただいております。

7ページには安全強化対策の概要をお示しします。本日は詳細の説明は割愛させていただきます。

次に8ページに適合性審査の状況を示しております。配布させていただいた資料には、これまで審査会合の開催時期が9回としておりますが、先般11月11日に審査会合が開催され、これまで合計10回審査会合が開催されております。しかしながら審議は主に地震・津波関係でありまして、プラント関係の審査の実績はございません。

9ページに適合性審査状況を踏まえた安全強化対策工事時期の見通しをお示しいたします。申請時には審査・許認可期間を原子炉変更設置許可申請から1年と想定いたしましたが、昨年9月に当時の状況を踏まえ、想定を1年から2年程度に見直しいたしました。今後の見通しですが、審査手順で先行審査時の事例を見ますと、地震関係の審査が一定の進捗した後にプラント関係の審査が行われ、両審査の終了許可変更後に工事計画の審査が行われております。また、地震・津波関係の審査におきましては、今後地質調査結果の説明を含め、丁寧な対応が必要であり、あわせて他のプラントを踏まえた審査全般の状況を踏まえますと、審査・許認可についてはさらに2年程度の期間を要するものと見込まれざるを得ない状況でございます。この場合安全強化対策工事の開始は、平成30年後半、終了は平成35年後半となる見通しでございます。なお、供給計画上運転開始期間は引き続き未定ですが、工事終了後の試運転期間を1年程度と想定いたしますと、運転開始は平成36年度頃となります。これらの見通しにつきましては、先々月の9月に公表させていただいたところでございます。当社といたしましては、引き続き原子力規制委員会の審査に適切に対応し、早期の許認可取得に向け、最大限の努力をしてまいります。

10～11ページでソフト面での対応の状況を説明させていただきます。発電所の安全確保、緊急対応のため、ハード面だけではなく、転員の教育訓練などソフト面でも、現段階か

らでも可能なものは実施してまいります。

10ページに本年4月に大間の建設所に設置し、運用・公開いたしました実物大の運転訓練シミュレーターをお示しいたします。今後この施設を活用し、運転員の訓練を行い、技術・技量の習熟を重ねてまいります。まずは発電所の運転開始に向けて、事故収束対応に関する訓練を計画的に実施してまいります。

11ページには現在実施しております電源訓練、モニタリング訓練などの実施状況をお示しいたします。

地元の状況でございますが、12ページにお示ししますよう、地元三ヶ町村議会の原子力発電所対策特別委員会におきまして、適合審査状況を含め、大間の状況を適宜説明させていただいております。工事が本格化するまでに、さらに期間を要することになりますが、地元経済への影響を少しでも緩和できますよう、周辺工事など当社としてできる対応は実施してまいります。

以上、大間原子力発電所に係る状況を説明させていただきました。当社は引き続き原子力規制委員会の審査に適切に対応し、早期の許認可取得に向け最大限の努力を傾注してまいります。一層の安全性の向上をさらに追及し、安全な発電所づくりにつなげてまいります。本日は貴重な時間を賜り、誠にありがとうございました。

#### 【若井座長】

それでは最後に東京電力にお願いいたします。

#### 【東京電力ホールディングス㈱】

東京電力ホールディングスの佐伯でございます。本日はこのような大変貴重な機会を頂戴いたしまして、感謝申し上げたいと思います。また、青森県原子力政策懇話会の委員の皆様方におかれましては、平素から弊社事業に対しまして格別のご理解とご指導を賜り、厚く御礼申し上げます。また、弊社の福島第一原子力発電所の事故から5年以上という経過が経っているにもかかわらず、未だ本格工事再開の見通しをお示しすることができず、皆様にはご迷惑とご心配をお掛けしております。この場をお借りしまして深くお詫び申し上げます。座らせてご説明させていただきたいと思います。

資料に入る前に、会社の体制変更につきまして一言ご案内申し上げたいと思います。この度弊社は福島原子力事故の対応や、安価で安定な電力を供給するという責任を果たすことと、電力小売りの全面自由化などの新たな事業環境下での競争に対応することを目的としまして、4月1日付けにて会社分割を行いまして、ホールディングカンパニー制を導入させていただきました。

原子力事業に関しましては、東京電力株式会社から東京電力ホールディングス株式会社に社名は変わりましたが、これまでどおり対応してまいりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは弊社東通1号機の状況につきまして、お手元資料の6に添って、ご説明させていただきたいと思います。お手元の資料1ページこちらをご覧ください。こちらは東通原子力

発電所計画の概要でございます。

続いて2ページ目をご覧ください。こちらは現在までの経緯を記載しております。

資料3ページ目をご覧ください。こちらは平成28年6月現在の建設現場の全景写真でございます。平成23年3月の福島第一原子力発電所の事故以降は、本格工事を見合させておりますが、震災後安全品質面を含め、必要な周辺整備作業を行っておるところでございます。

4ページをご覧ください。こちらは平成28年度の周辺整備作業についてでございます。こちら写真1のとおり、港湾関係の作業でございますが、昨年度に引き続きまして、放水口護岸にコンクリートの壁を構築しまして、6月に波返しを完成させております。続いて陸上関係の主な作業でございますけれども、アクセス路の設置等の工事を実施しているところでございます。

5ページをご覧ください。こちらは昨年度からの継続工事となっております。写真のとおり、表土掘削やダクト構築作業に加えまして、構内管理用の道路や国道から海浜地への取付道路の設置工事を実施しておるところでございます。こちらの写真にはございませんが、昨年度は海浜エリアの土捨て場は含む構内山側で、ボーリング調査等の地質調査を実施しております。この調査につきましては、弊社地点における安全対策の検討を進めていく中で、敷地内の地質情報の知見拡充というそういった観点から行うものでございます。今年度もこれは継続して実施しておるところでございます。また、東北電力様から試験拡充のための調査をするに当たりまして、調査範囲には当社の敷地も含まれるということから、当社としても敷地内の地質情報の拡充の観点から、本調査の一部を共同で実施しておるところでございます。平成28年度における周辺整備作業等に関する説明は以上でございます。

最後になりますが、東通原子力発電所は弊社に取りまして重要でかつ不可欠な電源であることは全く変わってございません。本格工事の再開につきましては、少しでも早くお見通しできるよう、お示しできるよう努力してまいりたいと考えております。引き続き委員の皆様方のご理解とご指導を賜りますよう、重ねてお願い申し上げたいと思います。私からの説明は以上でございます。本日は大変ありがとうございました。

### 【若井座長】

ご説明ありがとうございました。ここで少し休息を取りたいと思います。再開は14時45分といたしますので、よろしくお願ひいたします。それでは暫時休憩いたします。

(休憩)

### （3）意見交換

#### 【若井座長】

引き続き、意見交換を進めたいと思います。  
それでは内村委員からご質問をお願いいたします。

### 【内村委員】

連合青森の内村でございます。2点ご質問させていただきます。1点目は再処理機構の資金拠出についてということで、東京電力の廃炉問題で新電力の方にも廃炉経費について負担をいただくというような議論がされているようにも聞いておりますけれども、そうしたことがこの今回の再処理事業についても、新電力の方にも負担をいただくというような話が今後出てくる可能性がないのかどうかと、ご説明の方では経営状態にかかわらず、必要な資金を出してもらうというような話になっているようありますけれども、なかなかその再稼働が進まないということ等を考えると、原子力事業者の方も経営的にはかなりきついような状況というのが、中長期的には出てくる可能性も否定できないというふうに思っておりますので、その可能性についてのお考えをいただきたいということと、もし拡大するようなお話をなった時には、そのどういうふうな理屈でそういうことをお願いをすることになるのかということについても、可能性があればということにはなろうかと思いますが、お願いをしたいと思います。

もう1点は、原子力施設全般についてでございますけれども、適合性審査の部分で火山対応という項目がそれぞれ出てきているというふうに思えますけれども、火山噴火、八甲田とかまた恐山とかというようなことも想定全くないということにはならないようで、万が一そういうところが噴火をした際には、それぞれの原子力施設かなりの影響を受ける可能性がある、広域での自然災害というようなことが出てくる可能性があるのではないかということで、こうした場合にその複合的にさまざまな事案が出てくるということについては、どのように考えているかということと、特に避難計画それぞれの原子力施設が、それぞれで事故を起こしてしまうというような場合の避難計画については、どのように考えているかということについて、お伺いをしたいと思います。以上です。

### 【若井座長】

ただ今のご意見・ご質問につきまして、ご回答をお願いいたします。

### 【資源エネルギー庁】

経済産業省 資源エネルギー庁原子力立地核燃料サイクル産業課長をしております、覺道でございます。ご回答に先立ちまして、青森県原子力政策懇話会の皆様方、三村知事はじめ青森県のご関係の皆様、また県民の皆様におかれましては、日頃より国のエネルギー政策また原子力核燃料サイクル政策に対しまして、多大なるご理解・ご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。この場を借りまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

それでは着席をいたしまして、ご回答を申し上げたいというふうに思います。今、内村委員からご質問をいただきました1点目でございますけれども、使用済燃料再処理機構への資金拠出について、新電力等に拡大する可能性があるのかといったことでございますけれども、この使用済燃料再処理機構には、先ほど井上理事長からご紹介がございました、再処理等拠出金法という新たに10月に施行されました法律、その法律に基づきまして、特定実用発電用原子炉設置者となっておりますけれども、法律ではそう書かれております。

これは即ち、原子力発電所を今現在持っている事業者ということで、この事業者が、全てその使用済燃料、再処理をするというふうに決められてございます。その再処理をすることになっている原子力事業者ということになりますが、その事業者が拠出金を納付するということが義務付けられているということでございまして、従いましてこの法律に基づきましては、拠出金を納付する者というのは、特定実用発電用原子炉設置者に限られるということになるということでございます。

従いましてその新電力等に拡大する可能性ということは想定されていないということでございます。1点目のご質問についてのご回答は以上でございます。

#### 【若井座長】

それでは火山の対応と事故に対しての避難路のことにつきまして、お願ひいたします。

#### 【原子力規制庁】

失礼いたしました。私、原子力規制庁の地域原子力規制総括調整官の前川です。青森担当でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは説明は着席させて説明させていただきます。

火山対応ということでございます。私どもその規制庁の立場からお話するのは、やはりどのような評価を行うのかということをお話させていただきたいと思います。

新規制基準におきましては、福島第一原子力発電所の事故の経緯を踏まえれば自然災害等への対応のために、原子力発電所への火山影響についても評価をするということが大事だと考えてございます。

安全施設が安全機能を損なわないことを火山の影響としても求めているということです。これによりまして、原子炉毎に必要な要員だとか資機材が配備されているのかと、それぞれの発電所を独立して対応がちゃんとできるのかということを基本として考えているわけでございまして、この点について厳格に確認をしていくということをやってございます。

両発電所、今回お話をあったところでいえば東通とか大間は近いところがございますが、現在新規制基準に係る適合性審査を行ってございます。なかなか進んでいないというご批判を受けているところでございますが、引き続き厳格に審査を進めてまいる所存でございます。以上です。

#### 【日本原燃㈱】

日本原燃の工藤でございます。当社としての審査会合における火山の影響評価についてご説明いたします。

当社といたしましては火山影響評価ガイドというのがございます。これに基づきまして、敷地から半径160km内の火山を対象に将来の活動可能性について検討いたしました。

火碎流の発生実績等に係る詳細な検討を行ったわけでございますが、その結果ご質問にもございました十和田火山及び八甲田火山につきまして、過去にカルデラ形成を伴う大規模噴火が発生しているものの当社施設の運用期間、これは再処理でいえば竣工後40年間という

ことでございますが、その運用期間中に同様の噴火が発生する可能性は十分小さいというふうに評価してございます。

またそのことを継続的に確認いたしましたために、両火山のモニタリングを行うこととしておりまして、引き続き原子力規制委員会でご審議いただいているところでございます。

#### 【東北電力㈱】

続きまして東北電力からご説明を申し上げます。今ほどご説明ありました日本原燃さんと同様でございますけれども、火山影響評価ガイドに基づきまして、東通の原子力発電所から半径 160 km の範囲にあります、将来活動性が否定できない火山について評価を行っておりまして、溶岩流や地殻変動といったようなことによる影響がないということを評価しているところでございます。

また火山灰につきましても、敷地内で過去の噴火の状況についてのトレンチ調査を実施しておりますが、その結果から最大で 30 cm 程度の堆積を想定するかというふうに考えておりまして、伴いまして建屋内の換気空調設備のフィルタの予備品とか、あるいはそういった火山灰を除去するためのホイルローダーなどの配備を行うこととしております。

先ほど規制庁さんの方からもございましたが、東通につきましてはこの件についての審査まだ始まっておりませんが、いずれその審査の中でご説明をして、さらに必要なものがあれば対応していくということになると思います。

いずれにいたしましても、東通原子力発電所においては、このガイドに基づいた評価によりますと、火山噴火による事故発生の可能性はないものというふうに考えておりまして、今後も最新の知見の収集と分析に努めるなど、引き続き安全性向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

#### 【電源開発㈱】

電源開発でございます。大間につきまして火山対策ということについてご説明させていただきます。大間では、過去に火砕流が敷地に到達した実績もないことから、他サイトと同時に火砕流で被災する可能性は十分小さいものと考えております。

火砕流の他には、先ほどお話がありましたけれども、火山灰による発電所や送電線に対する影響が考えられます。

この火山灰につきましては、フィルタやストレーナにより発電所の設備への影響を防止するようにしてございます。

また、送電線に影響があつて、仮に外部電源が喪失した場合におきましては、発電所内の非常用ディーゼル発電機の燃料などを 1 週間分以上貯蔵することで、止める、冷やす、閉じ込めるといった安全機能を十分維持できるようにしております。

このように、設備や運用の対策を行い、発電所の安全機能は損なわれないような対策を実施してまいります。以上、ご説明いたしました。

#### 【内閣府】

引き続き災害についての今度は避難計画についてのご質問があったかと思います。これにつきましては、私内閣府の原子力防災担当という立場から、併任いただいておりまして、その立場からお答させていただきます。

地域の防災計画、それから避難計画そのものにつきましては、県だとか市町村において作成されるものでございますが、内閣府といたしましても「地域原子力防災協議会」を地域毎に設置いたしまして、当初からきめ細かく関与いたしまして、自治体と一体となって策定をする体制となってございます。

ご指摘の自然災害等と原子力災害の同時発生のような、いわゆる複合災害につきましても、これは福島事故の教訓を踏まえますと、火山に限らず様々な複合災害を想定した準備が必要だと認識しているところでございます。

また、複数のサイト、これがどこになるか分かりません。先ほどご説明いただいた原燃の施設、それから東通の発電所、大間の発電所というのもございますが、こういうものは同時発災を対応することができないのかということがご指摘かなと思いますが、それぞれの立地地域の防災、地域の防災計画等をベースに置きまして、まずはこれをベースにするということが大事です。

そのうえで、同時発災の際に考慮すべき点を検討していくという形で、さらに対策を深めていくということになろうかと思ってございます。

例えば青森県の3つの地域、先ほどもご説明があったそれぞれの事業者の地域におきましては、今後避難計画の見直しだとか、新規に計画作成が行われることが予定されているかと思いますが、その際に内閣府といたしましても、地域原子力防災協議会の場をとおして、関係の自治体をしっかりと支援していくという考え方でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

### 【若井座長】

内村委員よろしいでしょうか。それでは次に、岩崎委員からご質問お願ひいたします。

### 【岩崎委員】

岩崎でございます。3つここに書かせていただいたのですけれども、第1点の方は今もご説明いろいろ承りましたので、スキップさせていただきます。2番目の資料、原子力PRの資料が私の方にも送られてまいりますけれども、たぶんこういうような同じ資料が地元の方々にも送られてきていると思うのですが、それに対して何か難しくて分からないとか、よく分かったとか、何かそういう反応、生の声をお調べになったことがあったら、どういうふうな反応があったかということを聞かせていただきたいと存じます。

東北電力さんの10ページ、11ページのところにも、地元の方とのいろいろコミュニケーションとり方の写真が載っておりますけれども、こういう際にも一方通行じゃなくて、実際地元の方々のどういうお考えなのかという声を聞かせていただければと思っております。

### 【若井座長】

今の件につきましてお願いいたします。

**【東北電力㈱】**

東北電力の坂本でございます。ただ今、岩崎委員よりご質問のありましたPR資料を使った地域との相互理解活動に関してお答えをさせていただきます。

原子力発電所の再稼働にあたりましては、安全確保はもとより、地域の皆様からのご理解を得るということが何よりも重要であると考えております。

このため、弊社東通原子力発電所におきましては、発電所の状況や発電所員の活動等に関する情報を紹介する広報媒体「P Sつうしん」と称しておりますけれども、その「P Sつうしん」を定期的に制作し、東通村の他、むつ市、横浜町、六ヶ所村及び野辺地町の方々に、新聞折り込みによりお知らせをしております。

また、年2回、東通村の全世帯をご訪問し、リーフレットを用いながら、安全対策工事の進捗状況などについてお知らせをしております。

こうした訪問活動の中で、地域の皆様からは「安全対策の取り組みについて教えていただき安心する」、また「説明を受けると安全対策工事が1つ1つ進んできているのがよく理解できる」といったご意見をいただくなど、弊社の取り組みに対するご理解は着実に深まっているものと認識しております。

一方で、原子力発電所の安全性や事故に対する不安の声もいただいております。こうした地域の皆様の声をしっかりと受け止めまして、きめ細かな対話を積み重ねるなど、引き続き丁寧な理解活動に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

**【岩崎委員】**

どうもありがとうございました。私もリスクコミュニケーションという放射線の医療関係なのですけれどもやっておりまして、いつもそれは気になっておりますので、よろしく活動をお願いいたします。

**【若井座長】**

日本原燃さん。

**【日本原燃㈱】**

日本原燃からも取り組みをご説明させていただきたいと思います。

岩崎委員のご指摘のとおり、私どもは、さまざまな資料をお配りさせていただいておりますけれども、これは一方通行でなくて、地域の皆様にどれだけご理解をいただけているかと、非常に重要な課題であるというふうに認識いたしております。

東北電力さんのご紹介にありましたように、私どもも同様、年に2回、六ヶ所村村内の全戸を対象に訪問活動を実施しております。この訪問活動では、当社の状況につきまして資料を作成いたしまして、村民の皆さんにご説明しておるのでけれども、併せてアンケートをさせていただいて、どれくらい資料を理解していただいたかというのをアンケートをさせて

いただいたて、毎回大体80%以上の方に概ねご理解いただけたと評価いただいております。

それからアンケートでそもそも皆さんご関心が一番あることは何かということも伺っております、それをまた次の資料づくりの参考にさせていただいております。

それからさまざまな取り組みをやっておりますけれども、たとえば一般の方々を対象に、これは全県でありますが、放射線などを題材とした勉強会といいますか、県内各地で年200回程度やらせていただけておりますけれども、そこでのアンケートでも当社資料についてのご意見、ご感想を伺っております。

そういういろんなアンケートの結果を見ますと、概ねご理解いただけていることが多いかなというふうに考えておりますが、一方折々、わかりにくい、もうちょっとこうすべきとご指摘もいただいておりますので、こうしたご指摘を引き続き、分かりやすい資料づくりに活かしてまいりたいと思います。

もう1つ定期的に「アドバイザーミーティング」、あるいは「地域会議」といった外部有識者の方々による会議を設けさせていただいておりまして、広報資料が分かりやすいかどうか、あるいは事実を的確に反映しているかどうかなどについて、貴重なご指摘をいただき、改善を図っております。

今後とも皆様からいただいた貴重なご意見やご質問に耳を傾け、双方向のコミュニケーションの向上に取り組んでまいりたいと存じます。

#### 【岩崎委員】

どうもありがとうございました。よく分かりました。今後ともご努力続けていってくださいませ。

#### 【リサイクル燃料貯蔵㈱】

私の方からも弊社の取り組みにつきまして、ちょっとご報告をさせていただきたいと思います。私どもについては、事業の内容、取り組み、地域活動を紹介をいたしまして、当社についてのご理解を深めていただくということを目的としたとして、現在は年に4回広報誌としまして、リサイクル・エネルギー・ニュースというものを発行いたしまして、これは新聞の折り込みとしてむつ市、下北郡内、横浜町のエリアに配布をいたしております。

2001年の4月以来、これまでに2016年10月号で75回発行いたしておりますけれども、これまで当社の事業や取り組みについての解説、またトピックスといたしまして、新規制基準への適合性審査の状況や、事業開始時期の変更について掲載をしてございます。

また、地域活動の情報といたしましては、当社が協賛しております「菜の花フェスティバル」「まさかりレガッタ」や「RFS杯サッカー大会」などについての掲載をしてご理解を深めていただいているところでございます。

私ども、むつ市内での地域訪問や、地域のイベントなどでいただきましたご意見といたしましては、地域の皆様には当社事業について多くの方々にご理解をいただけておりますが、「情報をきちんと知らせてほしい」、「今後の安全に期待します」などのご意見をいただいておりますので、これらのいただいた声をしっかりと受け止めまして、丁寧な理解活動に取り

組んでまいりたいと考えております。

引き続き当社事業についての理解が、より多くの方に浸透いたしますように努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

**【若井座長】**

電源開発さんお願ひします。

**【電源開発株】**

電源開発でございますけれども、大間につきましてご説明させていただきたいと思います。電源開発としましては、大間町と隣村であります風間浦村と佐井村の全戸に対しまして、「にゅ～ぽけっと」という広報誌を平成元年からずっと配布してございます。

原子力に関する記事は、多くということではありませんけれども、地元の方の活動の紹介などを中心に、原子力も併せて、状況等をご紹介するということで、毎回楽しみにしているといった声もいただいております。

広報誌以外でも、地元3ヶ町村の全戸に対して、所員が戸別に訪問いたしまして、大間原子力発電所の工事状況ですとか、安全強化対策について説明するなど、フェイス・ツー・フェイスのコミュニケーションを実施しております。

その中ではやはりできるだけ平易と思いましても、専門用語が多くて説明が難しいという意見がございまして、こういう意見もよく傾聴しまして、今後の配布ですか、表現であるとか記載などに注意して理解活動が進むように、きめ細やかに実施してまいりたいというふうに考えてございます。以上ご説明させていただきました。

**【若井座長】**

次の質問お願ひします。

**【岩崎委員】**

よく分かりました。私も専門家として、つい専門用語で説明してしまうものですから、その辺よろしく一般の方々に分かるようにご説明お願ひいたします。

次に、グローブボックスの取扱いですけど、これは細かい質問ですが、原燃さんの説明資料の2の23ページのグローブボックスは何層にも高くなっているのでしょうか。お聞きしたいと思いまして。

**【日本原燃株】**

日本原燃の山田と申します。これグローブボックス、この写真では上から下まで6つ、グローブがついているという形になっております。

**【岩崎委員】**

普通私達座ったり立ったりと、手を突っ込んでやるものですから、こんなにこれ高いと梯

子かなんか掛けてやるのですか。 そうなのですか。

**【日本原燃㈱】**

今のグローブボックスに関連するご質問について、使い方についてご説明させていただきたいと思います。これは通常はですね、MOXの燃料加工施設なのですけれども、遠隔とか自動運転というふうな形での運転となりますので、通常の運転の時にはこのグローブを用いた作業というのは、基本的にはしないという形になります。

ただ一方、グローブの中の設備を保守点検、メンテナンスをするというふうな場合で、必要な場合にはそのグローブの中に手を入れて、それで作業をするということになります。

普通の背丈で届くところはいいのですけれども、上の方にグローブがあつて、その設備に関連する保守点検をする場合には、例えば足場をそのために組んで、リフタといつて昇降する作業台みたいなものがございますので、そのように上の方に上がっていって、それで手を入れて作業をすると、そういうふうな運用と考えてございます。

**【岩崎委員】**

分かりました。 下のところだけしか考えてなかつた。 分かりました。 やっぱり足場を組まると。 どうも。

**【若井座長】**

では岩崎委員よろしいですか。

**【岩崎委員】**

はい。

**【若井座長】**

それでは次に、工藤委員からご質問お願いいたします。

**【工藤委員】**

それでは再処理機構の運営について4点お尋ねします。 基本認識としては、原発からである使用済燃料の再処理事業を国が関与する認可法人を設立することで原子力規制委の適合審査が渉り、資金面でも国からの助成が得られる等の効果が期待され、使用済燃料の再処理が一層推進することで雇用拡大等、地域振興にも繋がりまさに歓迎するものです。

そこで質問ですが、機構が再処理等の事業を日本原燃に委託することに伴い、再処理の費用を機構が各電力事業者に提出を義務付け、必要な資金を安定的に確保するとありますが、これは「再処理機構拠出金法」が根底にあるのか。伺います。

2点目は、原燃が安全対策の工事等で費用が大幅に増加、資金不足の状態に陥った場合、確かに2016年度も1,400億円の予算措置をしておりますが、予算オーバーになった時には、国からの資金提供というのがなされるのか、と言うことです。

3点目は資料1のページ5ページにありますが、使用済燃料の再処理工程では、ウランとプルトニウムを抽出します。この混合酸化物のMOX燃料を生成する「MOX燃料工場」の施設も関連事業として位置付け、拠出金の対象とするべきと考えますがどうでしょうか。

4点目は、再処理の過程においては、同時に高レベル放射性廃棄物、「核のゴミ」も発生します。この処分も極めて重要であるとの認識ですが、最終処分場等の科学的有望地の選定等々、拠出金を含め、再処理機構による国の関与を強化すべきと思うのですが見解をお伺いします。

#### 【若井座長】

今のご質問に対して、お答えお願ひいたします。

#### 【使用済燃料再処理機構】

ただ今の工藤委員からのご質問4つございましたかと思いますので、1つ目と3番目の件につきまして、機構の井上からご回答させていただきます。

委員からご質問がございましたけれど、機構は、再処理等拠出金法に基づきまして、資金を確保いたします。おっしゃるとおりでございます。

それにつきましては、ちょっと繰り返しになりますが、ご説明をさせていただきますと、資料1の4ページ、先ほどさせていただきました。

左側ですけど、これが今までの積立金制度でございます。各原子力事業者が自ら外部の資金管理法人にこの資金を積み立てていくと、この制度であるということで、この課題のところに吹き出しのところに書いてありますけど、資金は各事業者に帰属、仮に事業者が破綻した場合には確実な費用の支払いが保証されない虞があるということで、今回右の方の新たな制度になりましたと、機構に各原子力事業者は、機構に対しまして資金を拠出することが義務付けられております。

機構に資金を拠出することによって、ここもまた右の方の吹き出しになります。資金は機構に帰属すると、機構に資金を払い切りすることで原子力事業者の経営状態にかかわらず、必要な資金を安定的に確保できるということでございます。

私どもとしましては、使用済燃料の再処理が滞ることのないように、再処理等拠出金法の下で、資金を安定的に確保してまいりたいと思います。

あと3番目の件は次の5ページの方に、資料ですね、5ページの方でMOXの燃料加工工場です。これも拠出金ここに書きました赤枠の中に入っています。

これ新たにこれも拠出金の対象とするということで、関連事業ということで対象とそういうことにしております。以上、私の方のご説明といたします。

#### 【資源エネルギー庁】

それでは2点目と4点目について、資源エネルギー庁の方からご説明をさせていただきます。ご回答させていただきます。

2点目でその安全対策等で、費用が大幅に増加して資金不足に陥った場合に、国からの資

金提供があるのかということでございますけれども、そうした安全対策等も含めまして、再処理等に、その業務に必要な資金というのを、拠出金で賄うということでございますので、その拠出金のまづそのいくら集めるのかという単価を今後決めていかないといけないということでございます。

その単価のベースになる事業費のところに、そうした必要な安全対策のものも盛り込まれるということになります。

そのうえで機構が、しっかりと精査をして単価を決めていくと、その単価に基づいて事業者の方から拠出金の納付を、法律に基づいて納めてもらうと、こういう形になってございます。従いまして、その国からの資金提供というのはございません。

それから4点目、最終処分についてということでございますけれども、先ほどそのMOXまでのところは、今回この機構の業務に含まれるということですけれども、最終処分、高レベル放射性廃棄物の最終処分ということにつきましては、別途2000年に成立をしております、最終処分法という法律に基づきまして、別のその認可法人ですね、原子力発電環境整備機構、NuROではなくてNUMOとよく言っておりますけれども、このNUMOがその処分の実施主体として法律で位置づけられているということでございます。

またその処分に要する費用につきましては、これもまた原子力発電の量に応じまして、電気事業者がNUMOに対して拠出金を納付するということが義務づけられているところでございます。

最終処分のその実現に向けましては、これまでNUMOが処分地の選定調査を受け入れていただける自治体を公募という形でやっておりましたけれども、いまだ調査の実施にも至っていないという状況でございます。

こうした状況を反省をいたしまして、昨年その最終処分法に基づく基本方針というのを改定いたしまして、今、工藤委員がお話にございましたように、国の方から科学的有望地を提示をするといったことを行ななど、前面に国が立って、しっかりと取り組んでいくという方針にさせていただいておるところでございます。

国民の皆様の、一層のご理解、あるいは地域の皆様のご理解を得ながら、この問題非常に大変難しい問題ではありますけれども、大変重要な課題でございますので、一歩ずつ着実に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

### 【若井座長】

よろしいですか。工藤さん、次の質問を。

### 【工藤委員】

それでは、配布された資料2の「原子燃料サイクル施設」の安全対策について、基本的な認識としては、福島第一原子力発電所の重大事故を教訓に、これからは、「想定外でした」では済まされないという意識を全社員が共有して、新規制基準に基づいた安全性・信頼性の向上に向け真摯に取り組んでいただきたいと思う次第です。

そこで13ページの重大事故対策で3点お尋ねします。

1点目は貯水槽ですが2016年6月により掘削工事実施とあります、面積・規模・完成時期について教えてください。2点目は重大事故に対応した「緊急時対策所」の新設について事故発生時には戸惑うことがないよう、ガバナンス体制の強化が大事だと考えますが、建設場所は何処で、完成時期は何時か、ということです。

3点目は耐震性の向上ということで、耐震「S」クラス相当とありますが、これは地震の震度7、マグニチュード9に対応したものと理解していいのか。

次に17ページの地震・津波のことで2点伺います。

一つ目は、再処理施設の基準値地震動は700ガルで審査終了とありますが、サイクル施設全体での構造物の耐震化工事に全て適応したと理解していいのか。

二つ目は、津波に関しては、敷地内に到達することはないと評価ですが、この前提にあるのは、建屋が5キロメートル先、海拔55メートルの高台に位置しているから大丈夫だとの認識なのか。以上お尋ねします。

#### 【若井座長】

もうひとつ。

#### 【工藤委員】

MOX燃料加工施設の安全対策についてですが、資料2の22ページですけれども、事故が発生した場合には、「可能な限り建屋内部に閉じ込める」とありますが、これはあくまでも事後の手段で、まずは運転を「止める」次に「冷やす」、この基本作業を優先して、取り組むべきではないかと思うのですが、ご教示いただきたい。よろしくお願ひします。

#### 【若井座長】

日本原燃さんお願いします。

#### 【日本原燃(株)】

まず日本原燃の工藤でございます。私どもから、最後のMOXのご質問以外につきまして、まず私から回答させていただきます。

まず、今、工藤委員にご指摘いただいた、想定外、福島第一の教訓を、真剣に受け止めて、想定外では済まされないとのこと、全くご指摘のとおりだと思います。私どもは、あの事故の深刻な反省に立ちまして、地域の方々にあのようなご迷惑をお掛けするようなことは、絶対にあってはならないという強い決意の下、新規制基準対応に取り組んでいるところでございます。

具体的なご質問でございますが、まず貯水槽、これは工事は2016年6月に実施と書かせていただきました。まず規模はですね、貯水槽の長さ110m、約110m、幅が約50m、この貯水槽を2基設置いたします。その貯水槽の横に約20m四方の燃料貯蔵タンクをそれぞれ設置いたします。工事につきましては6月14日に開始いたしまして、施設の完成は2018年度の上期の予定でございます。

それからもうひとつ、ガバナンスのご指摘がございました。いわゆるご説明した重大事故対策ということで、さまざまな施設、緊急時対策所の新設に限らず、貯水槽ですとか、燃料貯蔵タンクですとか、さまざまな資機材の整備を進めているわけでございますけれども、万が一事故が発生した場合は、設備があるというだけでは対応は勿論できません。それを社員がしっかりと使いこなせなければいけません。

そしてそういう非常に戸惑うことないことが非常に大事でございますので、そのために、そういった場合に備えた実施組織、そして支援組織、それぞれの責任・役割を明確化する。それから指揮命令系統をはっきりさせると、そのうえで、訓練を繰り返し、計画的に実施するなど、体制の強化を図っているところでございます。

緊急時対策所につきましては、敷地中央に制御建屋がございます。再処理工場の敷地全体のほぼ中央部分にございますけれども、そこから東に約300m離れた位置に建設いたします。

それからもうひとつ、Sクラスが地震の震度7、マグニチュード9に該当するかというご質問だったと思いますけれども、Sクラスは、当社施設のうちで安全上の重要性が高いと、そういう施設につきまして、耐震の備えを一番強化なものにしなさいということで定められている施設のことでございますけれども、このSクラスと、震度7とかマグニチュード9に直接結びつけるのは非常に難しいことでございますけれども、総合的に考えまして震度7の揺れで、安全機能が損なわれることはないと考えてございます。

それからマグニチュードにつきましても、このマグニチュードは地震の全体の規模、エネルギーの数字でございます。従いましてその地震が敷地とどれくらい距離があるのかによって、変わってきますので、これも直接的に関連付けることは難しい部分もございますけれども、具体的に2011年度の、東北地方太平洋沖地震の、あれはマグニチュード9であったわけでございますけれども、これを想定しました場合、緊急時対策所の安全機能が損なわれることはないような設計をいたします。

それからちょっと今のご回答と若干重複いたしますけれども、その700ガルというのは施設全体のものなのかといったようなことと、それから津波の件でございます。まずは基準地震動の700ガルが対象となりますのは、当社の再処理施設全部ということではございません。

施設のうち、さっきのご説明と重複いたしますが、耐震重要度のSクラス相当の施設ということになります。そのSクラス相当といいますのは、安全上重要な施設ということで位置づけているものでございまして、例えば高レベルの放射性物質が存在する建屋ですとか、その中のさらに個々の機器を分厚いコンクリートの箱で、その中にしまっているわけでございまして、その中をセルといいますけど、そのセルですとか、あるいは冷却設備ですとか、あるいは万が一の時の電源を確保する非常用ディーゼル発電設備、そういうものがSクラス相当の施設になります。

現在はそのSクラスに相当する施設の耐震評価を鋭意進めてございまして、どういう工事が必要になるのか、そのまで大丈夫なのか、精査を行っているところでございます。

それから津波でございます。ご指摘いただきましたように、当社施設は標高、再処理工場

でございますが 55m、海岸からの距離は約 5km の地点に位置しております。

その内容につきまして、規制委員会の審査会合におきまして、津波を考慮する必要がないということに対して妥当であるという評価をいただき、これは審議は実質的に終了いたしております。

これは単純に、55m より 5km の方がいいだろうということではございませんで、詳細な調査・評価をいたした結果妥当であるという評価でございます。

具体的に申しますと、過去の津波痕跡に係る文献調査、それから青森県が設置した青森県海岸津波対策検討会の検討結果、そういったものを検討したことに加えまして、独自の検討といたしまして、既往の知見を大きく上回る波源モデルを設定して解析を行うといったようなことまでいたしましたうえで、津波が敷地まで到達しないことを確認し、審議の中でも妥当であると評価いただいたということでございます。

#### 【日本原燃㈱】

MOX 燃料加工施設における安全対策に関しまして、引き続き日本原燃からお答え差し上げたいと思います。

原子力発電所の大きな事故で「止める」「冷やす」「閉じ込める」という 3 つのキーワード、それはよくあちこちで話す場があるところなのですけども、ご指摘のとおり、高温とか高圧下で核分裂状態にある原子炉で、それらのところに関しましては、まずはご指摘のように事故時に核分裂反応を停止するとそれが最初に来ます。次にその核燃料物質からの発熱を冷却する「冷やす」ですね。こういった活動になりまして、その次に「閉じ込める」というふうなそういうのが基本的な活動となります。

一方、MOX の燃料加工施設の特徴といたしましては、ほとんどの工程において常温・大気圧以下というふうなことで管理しているというふうな特徴がございます。

従いまして温度とか圧力などの状態の変化は、これは緩やかというふうな特徴を持っております。

従いまして原子炉の核分裂の停止のような、止めるというふうな操作、これは不要になりますし、あと核燃料物質の発熱量も十分小さいというふうなことがございますので、積極的に冷却を行う、こういった活動は必要じゃない、そうすると最後の閉じ込めると、そこに着目して対策を施していくというふうになります。

従いまして、今回の資料のご説明にもあったのですけども、万一の事故発生時の対処ですね、これらの場合には当然工程を停止したうえで、放射性物質の外部への放出を可能な限り抑制するために、給排気設備に設置するダンパを閉止するとか、そして換気設備を停止するというふうなことによって、建物内の中に放射性物質を閉じ込めるというふうな活動がメインになるものでございます。以上です。

#### 【若井座長】

よろしいですか。では次お願いします。

### 【工藤委員】

次に東北電力㈱の東通原子力発電所の安全対策について質問します。基本的にはこの原発は東日本大震災の影響を受けておらず、震災以前に5年以上の運転の実績があります。それ以降停止の状況下に置かれて地域経済に及ぼす影響を考えますと、1日も早い段階での再稼働が不可欠であると思います。東北電力においても新規制基準に基づいた安全対策工事に万全の体制で臨み、2017年4月「完工」ということで進めてまいりましたが、規制委員会による適合性審査が、断層の問題で遅れ、さらに2年程度の操業延期が余儀ないものとなつており極めて残念です。

敷地内の南北に及ぶ断層、F3、F9の活動性の有無について、電力側と規制委員側とで専門家の意見の相違があって、これらが長期化の要因と認識します。

そこで改めて、経産大臣主導による、有識者を交えた情報公開を原則に、叡智を結集した「専門家会議」で早期に結論を得るよう望むものです。

それで、具体的な質問ですけど、資料4の4ページです。耐震化工事ですが、これはさつきもいいましたけれども、震度7とマグニチュード9に対応した基準地震動で施工となつているのかどうか確認します。

それから防潮堤の嵩上げ対策ということで、16mの防潮堤、この嵩上げ後の高さは何mになるのか、ということです。

それから電源車の台数、何台あって1台あたりの容量、他に自家発電による非常用電源が確保されているのかどうか。

また、淡水貯水槽の設置をしておりますけれども、この水槽はまだ完成していませんね。完成する時期はいつなのかということ。それからこの完成した後の放水作業ということも万全な体制にあるのかどうかということです。

次にオフサイトセンターの設置です。この建設場所はどこにあるのか。耐震化の工事が終了したのかどうか。

またここに1,000人程度収容可能とありますが、緊急時に住民の避難も考慮に入れているのかどうか。以上お尋ねしたいと思います。

### 【若井座長】

ご回答をお願いします。

### 【東北電力】

東北電力からお答え申し上げます。工藤委員からのご質問のありました「安全対策の実施状況」ということでございますが、こちらへの取り組みにつきましては、弊社といたしまして、適合性審査への対応とともに、安全性向上の観点から重要と判断した対策については自主的に取り入れていくと、こういった基本的な考え方に基づきまして、原子力安全性向上に向けて取り組んでおります。

東通の安全対策工事につきましても、先行プラントでの適合性審査での議論などを踏まえまして、適宜、設計に反映しながら着実に進めている状況でございます。

まず、耐震性につきましてご質問を頂戴しております。2011年の東北太平洋、東北地方太平洋沖地震と同程度の地震に耐えられるのかと、そういったご質問であったかと思いますけれども、この東通の設計にあたりましては、この2011年の太平洋沖地震と同程度のマグニチュード、エネルギーの地震を想定するなど、最新の知見を踏まえましてさまざまな様式の地震を考えて、より保守的な厳しい条件で評価した結果、基準地震動600ガルと設定しております。

現在この600ガルの地震動に対しまして、詳細評価を行って、この耐震性の向上の観点から工事が必要と判断した設備につきまして、耐震工事を実施しているところでございます。

設備にはそれぞれ種類とか構造とかさまざまなもののがございまして、その耐震評価の方法も、異なってまいりますので、一概に何ガルまで耐えられるとか、そういったものをお答えするのはなかなか難しいところではございますが、先ほどの2011年の東北地方太平洋沖地震用の地震それを踏まえて算出しております基準地震動600ガルに対しまして、さらに余裕を持った耐震性を確保するということでございまして、ご指摘のありました建屋の工事も含めまして、安全施設がその機能を確保できるように設計をして、また工事をしてまいりるということでございます。

それからご質問のございました、敷地の高さが13mそれに3mの嵩上げをした防潮堤16mのものを今発電所の周りに設置しているわけでございますけれども、現在基準津波は、この敷地レベルを下回ると評価しているものですから、現段階ではこの防潮堤をさらに嵩上げするというようなことは考えておりません。

いずれにしましても、こういったものについても、まさに今審査をしている最中でございますので、必要な審議の結果、あるいは議論を踏まえて、必要な対応を行っていくということに対して躊躇するところではございません。

また、次にご質問ございました、非常時の電源の確保ということでございます。3.11の震災を踏まえまして、私ども緊急対策ということで、発電所構内に4台の電源車、これは容量が約400kVAというものでございますが、この4台を配備しております、今後さらに4台を追加する計画としております。

また電源車以外の非常用電源といたしましては、従来から原子炉建屋に設置しております非常用のディーゼル発電機3台に加えまして、これも緊急対策として既に設置しておりますが、容量約2,000kVAの「大容量電源装置」、これディーゼル発電機でございますけれども、これを4台設置しております、今後さらに容量約4,500kVAとかなり大きなものでございますが、発電所に設置しております非常用ディーゼル発電機と同等の出力でございますけれども、こちらの「ガスタービン発電機」これを3台設置することとしております。

このように福島事故のひとつの原因といわれております、電源の確保といったものにつきましては、二重・三重の厚みを加えて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、ご質問ございました、「淡水貯水槽の工事状況」ということでございます。こちらは、万が一、重大事故が発生した場合に、原子炉とかあるいは使用済燃料プールにあります

燃料を冷やすために、この長期間水を注水することができるような水源ということでございまして、この容量は約1万トンになります。

それでご質問がございました、この設置工事の状況でございますが、既に、貯水槽のコンクリートの部分ですね、鉄筋コンクリートの部分、躯体といいますけれども、そちらの工事は完了しております、現在周辺の土の埋め戻しを実施しているところでございます。

こちらを用いましたこの注水の訓練といったものにつきましては、この完了を待ちまして、体制を組みまして、訓練の手順を構築いたしまして、この訓練を行うということでございまして、ハードもの、設備は出来上がっても実際にそれを運用するソフトの方が、人の方が、体制の方がきちんと整わなければならないということでございますので、そういうソフト面での準備もしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

4番目に、最後にご質問ございましたオフサイトセンターということでございますが、オフサイトセンターということでございますが、オフサイトセンターにつきましては、ちょっと私どもの範囲外でございますので、なかなかお答えできませんが、現在設置されておりますのは、東通村の「ひとみの里」に設置されているということでございます。

そちらの方には、非常用の食料、あるいはそういう設備などが整っているものと思いますが、私ども特に先ほどご指摘のありましたソフト面での緊急時の対応ということを考えていきましたときに、緊急時の司令塔になります緊急時対策所というものが重要ななると考えております。

この緊急時対策所というものにつきましては、原子炉建屋から約800m離れました海拔30mの高台に設置することとしております。

既に敷地造成が完了しております、現在は配管の敷設ルートとか設備の配置など詳細な設計を進めております。今後こういった設計の準備が整い次第、設備・建物の工事を進めていくということにしております。

こちらの収容人数につきまして、原子力災害時の対応に必要な人数を踏まえて設定しておりますが、残念ながら住民の皆様の避難を想定したものではございません。しかしながら私達3.11の震災の際に、女川の原子力発電所で行いましたように、近隣の皆様の対応につきましては、臨機かつ適切に対処したいというふうに考えております。

最後になりましたけれども、先ほど副社長の坂本からご説明させていただきましたとおり、この工事につきましては、現在の審査などの状況を踏まえますと、平成29年4月の工事完了というのはスケジュール的に非常に難しい状況にあると考えております。この工程への影響については、現在検討を進めているところでございます。

弊社といたしましては、安全確保と地域の皆様からのご理解を前提に、早期の再稼働を目指して、引き続き安全対策工事、そして適合性審査への対応に全力を尽くしてまいりたいと考えております。引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

### 【工藤委員】

最後に、大間原子力発電所のスケジュール、これは私の意見なのですけれども、大間原発

は、MOX燃料のみを使用する世界で初めてのプルサーマルの軽水炉発電で、高速増殖炉の「もんじゅ」が廃炉の運命にある中、一刻も早い稼働が求められているといつても過言ではないと思います。

ましてや大間町の商工会が地域の経済活性化を目指し、原発立地に向けた調査依頼から40年以上を経過しています。残念なことに東日本の大震災以降、工事の進捗率が37.6%で停止したまま再開のメドが立っていない状況にあります。

ということを考えて、審査終了時期がさらに2年伸び、2024年度まで延期され、安全強化対策工事の着工も2018年後半と大幅に遅れています。この要因は規制委による適合性審査の遅れにあると思いますが、新規制基準に基づいた工事を前倒しで先行して、工事が完了した時点で改めて審査を受けるというような弾力的な措置を講じることができないのかどうか、関係者に見解をお伺いするものです。よろしくお願いします。

#### 【若井座長】

電源開発さん。

#### 【電源開発(株)】

電源開発でございます。どうも大間の審査のことについてということで、地元の方々に非常にご心配かけておりまして、本当に申し訳ないと思っています。

大間原子力発電所は既に出来上がった発電所というより、建設中だということでありますので、そこを含めて、審査の進捗を見つつ、丁寧に工事を進める必要があるというふうに考えてございます。

そういうことで今後ともやり早期の許認可取得に向けて、最大限の努力をして、きちんと工事を進めていくことが重要であると、必要ではないかというふうに考えております。

なお、今、工藤委員の方からですねご質問の中で、大間がMOX燃料のみというちょっとお話がございましたけれども、実はこれは大間はMOX燃料だけではなくて、ウランだけでも、それからMOXだけでも、それからどのように混ぜても使用できるということなので、こういう意味でMOX燃料の利用の柔軟性を広げるといったような意味で、より原子力政策に貢献できる原子力であるというふうに考えています。ちょっと一言追加させていただきました。

#### 【原子力規制庁】

原子力規制庁の方からもお話をさせていただきます。大間原子力発電所につきましては、平成26年12月16日、私どもの方に原子炉設置変更許可申請書が出ております。この許可申請書に加えまして、工事計画の認可申請も出ているのですが、もう既に1年11か月というような状態であるということは事実でございます。

現在新規制基準への適合性の審査をやっているところでございます。いわゆるご指摘の工事の弾力的な措置ということでございますが、私ども原子炉等規制法に基づいて規制をやっているわけでございます。この中では、発電用原子炉施設の設置または変更の工事に

着手する前に、この工事の計画について原子炉規制委員会の認可を受けなければならぬとしておりまして、ご指摘のように何らかの措置を早めにやってしまうという、工事を早くやるということについては、現状ではできないということでございます。

なお、今般の新規制基準の施行に関しまして、施行というのは新規制基準を適用するということなのですけど、その適用される前に工事に着手したもので、その基準を適用する際、いわゆる施行時期時点で工事がまだ完了していないものについては、施行後、いわゆる適用後においても工事の継続は可能という、いっているところもございます。一部のものはそういうこともできるということでございます。

いずれにせよ私ども原子力規制委員会といたしましては、審査を全体として効率的に進めるための取り組み、例えば、実を申しますと私ども特に大間原子力発電所と同じタイプ、いわゆる沸騰水型原子炉につきましては、まだ許可をした例はございません。

しかしながら先行的に進んでいる審査のグループの中に、大間原子力発電所の審査に係る方々とか、東通の審査に係る方々にお入りいただいて、先行プラントでの事業者ヒアリングの場で、どのような問題が発生しているのかということをご理解いただいて、自らのプラントにおける審査において、さらに先行的な議論を進めて審査を進めていくような体制を整えてほしいというようなことも対応してございますので、こういうような形で引き続き厳格かつ迅速に審査を進めていきたいと考えてございます。よろしくお願ひします。

それから、申し訳ございません。先ほどオフサイトセンターの耐震性についてお話をございました。これは私、原子力規制庁という立場ではなく、内閣府という立場でご紹介させていただきますが、一般的にはオフサイトセンターは、それぞれ県等の公的な施設において、耐震性を強化した設備ということで、概ね普通の建物の建築基準法の1.25倍から1.5倍の計画で作られてございます。

ただしこれは、許可の対象としております設備のSクラスで、先ほどご紹介いただいた700ガルというような言葉がありましたけど、こういうものに耐えられるようなレベルではございません。

つまり、このような力が発電所の方、もしくは施設の方で掛かっても大丈夫かということを評価してございますが、当然オフサイトセンターが地震で使えなくなるケースというのは想定されます。

このためにオフサイトセンターにつきましては、代替設備というものをさらに別の地区に事前に指定しておいて、もしさういう事態で機能が達成できない場合は、そちらの方に移るというような運用の形で、地震等の災害においても適切な防災体制が整うような形を求めてございます。

こういう形で防災体制の円滑かつ適切な対応について、私どもとしては考えているということをご理解賜りたいと思ってございます。よろしくお願ひします。

【若井座長】

工藤委員よろしいでしょうか。

【工藤委員】

はい。

【若井座長】

それでは最後に櫻田委員からご質問をお願いいたします。

【櫻田委員】

過日、自宅の中から「人生八十年 前青森県知事北村正哉の軌跡」から、第2部検証、原子力船むつ、むつ小川原、核燃料サイクル機構、また「回想県政50年 前青森県副知事山内善郎」これは石油備蓄基地、原子力船むつ漂流、核燃料立地要請などの項目を読んでみました。この中で「特に科学技術庁は手強かった。」いわゆる田中真紀子長官ですね。

「中央省庁の中で科学技術庁は本県と最も関係の深い省庁のひとつだ。本県の協力を抜きに主要な原子力行政は進展しない状況にある」という文面を見つけました。

そこで、簡単でございますけれども、質問させていただきます。今般、設立されました機構としての、いわゆる機能を踏まえ、今まで以上に地域振興の維持とさらなる振興策の充実をお願いします。また、同時に、地域住民をはじめ、一般県民への施策の普及を主とし、強化・充実をすすめていただきたいと思います。

これは使用済燃料再処理機構でございます。

それからもう1点は、いわゆる大間原子力についてでございます。安全強化対策工事の時期の見直しについて、今回の見直しは、先ほど質問にありました工事は、平成30年後半、終了は平成35年後半となる見通しとありますが、本県における原子力施設の稼働が見えない、不透明な状況にあります。この点についてもよろしく今後進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【若井座長】

ただ今のご意見、ご質問につきまして、ご回答をお願いいたします。

【使用済燃料再処理機構】

再処理機構の井上でございます。櫻田委員からいただきました「地域振興」に関する事項は、私どもも非常に重要なことと考えております。

今月10日に締結いたしました基本協定書には、地域振興に係る条項があります。これは先ほどご説明させていただいております。

青森県そして六ヶ所村及び私ども機構の3者が、機構が地域振興に寄与することについて認識を共有できたのかなというふうに考えております。

私どもとしては、何よりも六ヶ所再処理工場がしゅん工して、その後安定して操業が行われることが第一だと考えております。このことが地域貢献の要であって、確実に実現できるように、まず全力を尽くしてまいります。

そのうえで私どもは、これまで日本原燃がさまざまな地域振興策に取り組んできたことを

十分に認識しております。

日本原燃が担ってきた地域振興が損なわれることのないよう、また、これまで醸成されてきた立地地域と日本原燃の信頼関係が保たれるよう、日本原燃の取り組みに対して、最大限の対応に努めてまいる所存でございます。以上でございます。

#### 【電源開発㈱】

電源開発でございます。大間の工程遅れということなのですけれども、委員ご指摘のように、大間原子力発電所は規制委員会による新規制基準の適合性審査を受けておりまして、過去1年間の審査会合が数回ということで、当社が期待するような審査の進捗は見られないということで、今年9月に、安全強化対策の開始は平成30年後半、それから終了は35年後半と公表させていただいてございます。

当社いたしましては、先ほどお話がありましたように先行プラントの審査状況をいろいろ参考にして、予め必要となるデータだとか資料を用意するなど、できる限り審査の進め方について規制庁との意見交換など、事業者としてできることはしっかりとやって、引き続き早期の許認可取得に向けて、最大限努力し、そして軽水炉におけるMOX燃料利用の柔軟性を広げるということで、私どもは核燃料サイクルに大きく貢献できるというふうに思いますので、できるだけ早く運開させて貢献していきたいというふうに考えております。

この、建設運転を通じて地域の活性化に貢献していきたいという考えにはなくて、工事が進んでいない間においても、地域との共存共栄に努力してまいりたいというふうに考えてございます。以上ちょっとご説明させていただきました。

#### 【資源エネルギー庁】

資源エネルギー庁の方からもご回答をさせていただきます。今、電源開発さんからお話ございましたように、大間原発というのは核燃料サイクル政策を進めていくうえでも、非常に重要な原発ということでございます。

その大間原発の安全対策工事の安全強化対策工事の開始時期、またはその終了時期が延期をされているということでございますけれども、それをもって、核燃料サイクル政策に影響がないように、私ども核燃サイクルを進めていくところには、いささかも変わりはないということでございます。

電源開発さんに対しましては、経済産業省としましても、安全を最優先にしたうえで、引き続き規制委員会さんの審査に、適切に対応していただくように私どもとしても促してまいりたいというふうに考えております。

#### 【若井座長】

櫻田委員よろしいでしょうか。

以上で事前に予定されました委員の質問は終了いたしました。まだ、ご発言されていない委員で、ご意見・ご質問がございましたらお出しいただきたいと思います。

田中委員。

**【田中委員】**

どなたに伺えばいいのか分からぬのですけど、我が国の原子力政策においては、本当にこの青森県は重要な県だと思うのですけれども、今、我が国の原子力政策がアメリカのトップの方が変わることによって、例えば何かの対応であるとか、何かの方向性であるとか、何かの変化であるとか、今この時点で何かお話ししていただけたことがありましたら、何か情報がありましたら教えていただきたいなと思います。

**【若井座長】**

資源エネルギー庁さん、お願ひします。

**【資源エネルギー庁】**

日本とアメリカとの間では、日米の原子力協定というのがございます。国が、この核燃料サイクル政策を進めていけるという状況にあること、まさにその再処理工場等々ですね、これはある意味協定もあって進めていけるといつてもいいと思っています。その原子力協定というのは実は2年後に一旦、30年という期限がございまして、それを迎えることになっておりまして、その後の取扱いというのは、これからまさにアメリカとの間でも、いろいろとこう議論をしていかないといけないという、そういう状況にございます。

そうした中で、そのアメリカの政権がそういう部分についても、考え方を持った新しい政権になるのかというところは、私どもとしても非常に今非常に考えているというところでございます。

トランプさんが当選をされて、実際にその大統領として着任されるのは、年明け以降ということですけれども、まさにその新政権が、どういう布陣になるのかですとか、そこが新しい体制で、どういう方向性に行きそうかということについては、当然できるだけ早く、私ども情報収集をして、それに備えていくということは非常に重要だと思っておりまして、既に、外務省さんですか、あるいは経産省もですね、アメリカにもいわゆるいろんな現地の情勢を調査をしている、経産省の関係者もおりますので、そういうルートを通じていろいろ情報収集を始めているということでございます。

いずれにしましても、新しい政権になったもとでも、しっかりと日本の原子力政策、核燃料サイクル政策が、しっかりと進めていけるようにしていきたいというふうに考えております。

**【若井座長】**

田中委員、よろしいですか。

**【田中委員】**

ありがとうございました。青森県のためによろしくお願ひします。

**【若井座長】**

本間委員どうぞ。

**【本間委員】**

原子力機構の本間でございます。県内の各事業者の方々から、原子力施設についてのご説明、ご丁寧なご説明ありがとうございました。いくつかご質問したいのですけど、時間の関係、他の委員の方もおられますので、防災についてだけ絞ってご質問させていただきます。

東北電力さんから特に原子力防災への取り組みということで、さまざまな強化策をしいらっしゃるというご説明拝聴いたしました。

緊急事態の対応というのは、国際的にもその実行的な側面をいかによくしていくかという点では最も難しく、そしてその考えていかなければいけないのは連携ということだと思うのです。

それは国のレベルでもさまざまな省庁が係わる、あるいは国と地方との関係、もっというならば最も重要なのは、地方自治体、地元の自治体とそれから事業者との間の連携と、これは福島の事故の教訓でも、やはり最もプライオリティーの高い近傍住民の避難とか、そういう対策においては責任の所在が地方自治体、あるいは地方にあっても、やはり事業者といかにその連携を取っていくかというのが最も重要だというふうに私は考えております。

そういう点で今回のご説明の中に、東北電力さんがその住民避難支援班というものを設置したというのは、これは非常に画期的なことではないかというふうに私は考えます。

質問なわけですけれども、この訓練その他の実績を拝見いたしますと、大きな訓練の他にも、その個別要素訓練ということで、数多くの訓練をされていますけれども、東北電力さん、先ほど私が申しました地方自治体との連携という観点から、個別要素のそういう訓練を、地元自治体と協力して十分やっておられるかと、その点が1つと、それからこの住民避難支援班の設置というのを、現在東通のそういう地元の自治体と、どういう協議をされているかという点の、この2つについてご質問させていただきます。

**【若井座長】**

東北電力さん、お願いします。

**【東北電力(株)】**

東北電力の坂本でございます。ただ今ご質問をいただきました原子力防災に関する取り組みということなのですけれども、自治体と私ども原子力事業者との連携というのは極めて重要だというふうに考えております。

やはり、日頃の訓練というものは大事なのですが、私ども青森県さん、あるいは宮城県の女川がございますので、宮城県さんの原子力防災訓練に参加させていただきまして、自治体さんとの連携ということの確認、あるいは習熟ということについて、毎年行っているところでございます。

それから自治体のその避難計画との我々事業者との関係ということなのですけれども、自

治体の避難計画については、地域原子力防災協議会という国の機関がございまして、こちらの方で具体的な計画を詰めていくということになっておりますので、我々原子力事業者も万一の事故の際にしっかりと取り組むということで、その協議会の中で出た要望等について、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

【本間委員】

ありがとうございます。ひとつだけ宜しいですか。これは私の要望なのですけれども、今自治体との協力の中で、地域防災を自治体あるいは県の主催の、そういう防災訓練の中に参加してやっておられるということは、私承知しております。

そうではなくて、むしろ事業者側から個別の要素訓練というものを、自治体に呼び掛けて、事業者が主体となってその訓練を主導して、自治体と一緒にやっていただきたい。こういうことを将来的には是非お願いしたいというふうに考えます。

【東北電力㈱】

ただ今のご意見も踏まえまして、今後検討を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【若井座長】

あと、ございますか。あとひとつぐらい。阿波さん、どうぞ。

【阿波委員】

八戸工大の阿波と申します。再処理機構さんに1点だけ確認させてください。

ご発言の中で取り扱っている業務といたしまして、使用済燃料の再処理ということでございますが、現在その日本原燃さんの方で取り扱っております、例えばMOX燃料の加工事業であったり、低レベルの放射性廃棄物の埋設処理管理事業であったり、そのような周辺の関連事業も含めて、その機構さんの方で業務として取り扱うのかどうかということを確認させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

【使用済燃料再処理機構】

再処理機構の井上でございます。先ほどの資料だと5ページの方に範囲を書いております。少しアバウトな、これでちょっとお話をさせていただきますと、ただ今お話しございましたけれど、ここにありますように、この赤い範囲でやった、囲まれた部分が今回の再処理機構の拠出金の対象の大まかな全体のイメージでございます。

ここにございますように、再処理の事業もございます。また、再処理工場の事業、再処理事業と、それから貯蔵管理、これは海外からの高レベル等の貯蔵管理、そういうものもここに含まれております。

またここに下に先ほどもご質問がありましたMOXの燃料加工工場という形のものも、そういうものもございます。

それから操業に伴って発生したそういう廃棄物、そういうここに低レベル処分とかござりますけど、そういうものの再処理の操業に伴って発生した事業、そういうものもこの範囲に含まれています。

ここでご説明させていただきたいのは、この右側にございますけど、ガラス固化体の地層処分につきましては、ここはNUMOということでその範囲から外れるという形になっております。以上ご説明とさせていただきます。

### 【若井座長】

よろしいですか。

時間も過ぎておりますので、それではこの辺で意見交換を終わりにしたいと思います。よろしいですか。

これをもちまして、本日の議事を終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。事務局にお返しいたします。

### 【司会】

若井座長、どうもありがとうございました。

閉会にあたりまして、三村知事からご挨拶がございます。

## 4 閉会

### 【三村知事】

改めて一言御礼御挨拶申し上げます。

本日は長時間にわたりまして、忌憚のないご意見また御質問、または御提言等をいただいたわけでございます。誠にありがとうございました。

本日委員の皆様方からいただきました御意見、または御提言等につきましては、県民の安全・安心の観点から、今後の原子力行政を進めていく上で参考にさせていただきたいと思います。

委員の皆様方には、引き続き、私ども青森県の原子力行政につきまして、特段の御理解、御協力を賜りますよう改めてお願ひ申し上げまして、閉会御礼御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。お世話になりました。

### 【司会】

これをもちまして、第25回青森県原子力政策懇話会を閉会いたします。

本日は、大変ありがとうございました。